

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
1	修繕費の設定について	入札説明書	P24 (4)資金計画・事業収支計画に関する条件	修繕費は年間5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を均等払いとして計画することが条件であるため、年間5,000千円を下回る提案は不可との理解で良いか。	お見込みのとおりです。
2	計画配置について	要求水準書	-	学校利用時のマイクロバス停車位置について	マイクロバスの停車位置等については、特に組合がお示しする条件はありません。
3	外構工事について	要求水準書 添付資料5	事業用地	テールアルメの嵩コンクリート上部にフェンス等の基礎を設置し、背後の埋戻しを行う場合は開発行為に該当しますか。	<p>テールアルメの嵩コンクリート上部にフェンス等の基礎を設置する場合の取扱いについて確認したところ、テールアルメメーカーでは構造上に問題はないこと、工作物の確認申請を行った民間確認機関ではこれに係る変更の確認申請は不要であるとのことでした。</p> <p>次に、開発行為について、テールアルメの嵩コンクリート上部にフェンス等の基礎を設置し、背後の埋戻しを行う場合、埋戻し厚さ50cm超の場合若しくは擁壁による法起しをする場合で擁壁高1m超となる場合は、開発行為に該当します。要求水準書添付資料16「区画形質変更範囲」のとおり、解体工事から基盤造成工事までの一連工事での開発行為(区画形質の変更)の面積は約2,600m²であり、開発行為の面積が3,000m²以下であることから開発許可申請の手続きを行っておりませんが、今後、基盤造成工事完了後、1年超経過しない場合は一体開発となり、1年超経過している場合は、フェンス等の基礎設置工事箇所を含めて3,000m²を超える形質変更が生じる場合は、開発許可申請が必要となります。</p> <p>具体的には、個別の判断により総合的に開発許可権者が判断されることとなりますので、岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班に相談いただくこととなります。</p>
4	地下埋設物への対応について	要求水準書 添付資料12	-	添付資料12「第1期工場解体工事資料」で示された地下埋設物は規模等がわからないため、事業費に計上することが難しい。設計協議の対象として頂けるか。	<p>地下埋設物の取扱いについては事業契約書第28条第6項に記載のとおりです。これまでにお示した添付資料12「第1期工場解体工事資料」に加えて、添付資料12-2として位置が明確となった埋設部の基礎構造物の座標をお示します。また、閲覧資料7でお示しているとおり、汚染土壌調査時にはGL-2.6mで風化花崗岩となっていることから、ボーリングデータを参照に基礎の深さを想定してください。なお、提供資料において予見できない合理的な理由により、設計協議の対象とすることは可能です。</p>

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
5	ZEB化について	落札者決定 基準 別紙2	8(2)ZEB化に資する 施設整備	ZEB化の基準としては、Nearly, Ready, Orientedなど、どの基準で想定されていますか。ご希望も含めてご教授ください。	事業者提案と致します。なお、ZEBは必須ではありません。
6	事業収支計画表作成	様式集 様式K-2	組合からの収入	組合からの「維持管理費」「運営費」「その他費用」相当分は、毎回の支払いを同額に平準化することと認識しますが、営業費用も、平準化するとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。なお、修繕費以外は平準化を義務付けないこととし、事業契約書(案)を修正します。
7	図面尺度について	提出書類の 作成要領	P11 9. 計画図面等 提案書類	縮尺を程度で表記されていますが、程度の範囲をご教授ください。	提出書類の作成要領の縮尺を一部修正しました。基本的には記載の縮尺で作成していただくことを想定しますが、見やすさに影響がある場合は、この限りではありません。
8	日影図について	提出書類の 作成要領	P11 9. 計画図面等 提案書類	質疑回答には時間日影図を記載とありますが、受影面をGLとして、冬至の8時～16時(1時間ごと)の日影時間図としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。